

地籍調査の充実を求める意見書

国土調査法に基づく地籍調査は、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である。

地籍調査を実施した地域では、境界や地籍等の情報が正確なものに改められることにより、土地取引の円滑化、土地資産の保全、公共事業等のコスト縮減、災害復旧の迅速化、更には固定資産税の課税の公平性の確保など、多岐にわたる効果が生じ、東日本大震災においては、用地確認及び測量が迅速に進むことにより、復旧・復興に伴う事業費と事業期間が大幅に縮減されるなど、地籍調査の実施の効果が再確認されたところである。

国においては、事前防災及び減災その他復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を施行しており、同法の基本方針である国土強靱化を推進するための早急な体制整備には、地籍調査の着実かつ迅速な実施が急務となっている。

現在、本市の地籍調査は、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする第6次国土調査事業十箇年計画により実施しているが、東日本大震災の影響などにより事業の進捗が遅れている状況である。特に広大な未実施面積が残っている中山間地域においては、今後、若年層を中心に人口が流出し、過疎化と高齢化が進み地籍調査の立ち合いが困難となることが予想されることや、重要な地域資源である森林の適正な活用と保全を図るため、早期の地籍調査実施の気運が高まっている。

市町村が地籍調査を実施するに当たり交付される地籍調査費負担金は、調査を推進する上で非常に大きな役割を担っているが、ここ数年の県内市町村に対する当該負担金の交付額の推移は、横ばいの状況が続いている。

よって、福島県においては、地籍調査の充実を図るため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 市町村の要望に応えた地籍調査の推進に必要な財源を拡充すること。
- 2 地籍調査の進捗が特に遅れている都市部及び山村部における事業の促進を図るため、国に対し、都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査を積極的に実施するよう要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月13日

福島県知事 内堀雅雄様

いわき市議会議員 菅波 健